

Q

新聞記事をコピーして
利用するには？

相談者の気持ち

20名くらいのグループで定期的に勉強会を開いています。ウェブ上で掲載された新聞記事を資料として利用したいのですが、無断でコピーしてもよいのでしょうか？

A

新聞記事の著作権者(新聞社)の許諾を得る必要があります。著作権法(以下、法)2条1項1号によれば、「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を指します。分類としては、新聞記事のうち、文章部分は「言語の著作物」(法10条1項1号)に、写真部分は「写真の著作物」(同8号)に当たるとでしょう。

巷では、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は…著作物に該当しない」と定める法10条2項を根拠に、新聞記事の著作権を否定する見解も見受けられます。しかし、同項の適用対象は、人事異動や訃報について事実のみを羅列した記事など誰が書いても内容が同じになる記事に限られます。事故・出来事の原因や背景事情を取材した内容を含む記事、コラムや社説など、多くの記事には記者毎の創造性が認められるため、同項が適用されず著作物に当たります。

新聞記事が著作物に当たる場合、著作権者には、いくつかの権利が認められます(法17条1項)。その1つが複製権であり、著作権者は、著作物を複製(法2条1項15号)する権利を専有し

ています(法21条。著作権の英訳がcopyrightであるように、複製権は著作権の中核的権利です)。そのため、コピーをする際は、原則として著作権者の「許諾」を得なければなりません(法63条1項、2項)。場合によっては利用料の支払いも必要です。本件では、法10条2項の適用がある場合を除き、著作権者の許諾を得るべきです。一般に、新聞記事の著作権者は、執筆した記者が所属する新聞社です(職務著作。法15条)。

例外的に、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」における使用、つまり私的使用を目的とするときは、著作権者の許諾を得ずにコピーすることができます(法30条1項柱書)。「その他これに準ずる限られた範囲内」というのはあいまいな表現ですが、「人数的には家庭内に準ずることから通常は4～5人程度であり、かつ、その者間の関係は家庭内に準ずる親密かつ閉鎖的な関係を有することが必要」であると考えられています*。本件は微妙な事案ですが、私的グループとはいえ20名程度の規模ですから、私的使用には当たらないと考え、原則どおり新聞社の許諾を得るべきでしょう。

* 第5小委員会(録音・録画関係)報告書/昭和56年6月/文化庁
参考：ウェブ版「国民生活」2016年5、11、12月号「誌上法学講座」